

2025.12.22

## ジェネリック医薬品差額通知のお知らせ

当組合では、皆さんが調剤薬局でもらったお薬の中で、ジェネリック医薬品があるものをピックアップし、広く使われているジェネリック医薬品に切り替えた場合にどれくらいお薬代が安くなるのか等、ジェネリック医薬品利用促進に関する情報提供として「お薬についてのお知らせ」の送付を行っています。

この機会にぜひジェネリック医薬品の利用をご検討ください。

### ◆通知対象者



ジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代が1,000円以上\*（3ヵ月の合計）軽減できる方。\*自己負担3割の場合は300円以上

なお、必ずしも全員に届くわけではありません。

#### ■通知書の内容

現在処方されているお薬と比べてどれくらい節約できるかを、ジェネリック医薬品への変更例（医薬品名やお薬代）をご案内します。

#### ■通知書の使い方

ジェネリック医薬品を理解し、試してみたいとお考えの方は、まず医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品を利用することにより個人のお薬代が安くなると同時に、健康保険組合の財政改善にもつながることから、加入者の皆さんの選択肢を増やすためにお送りしています。

必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならぬものではありません。

### ◆ジェネリック医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月からジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金とは、先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、ジェネリック医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。また、「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。



詳細はこちら（厚生労働省のHP）